

京都市介護保険条例の一部を改正する条例（令和8年3月26日京都市条例第56号）

（保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室介護ケア推進課）

本市介護保険事業について、令和7年分以後の所得税について給与所得控除額が引き上げられることに伴い、令和8年度に限り必要な措置を講じるため、次のとおり定めることとしました。

- 1 給与所得控除額が引き上げられる前の合計所得金額により、保険料率を算定することとします。
- 2 令和7年度分の市町村民税を課されていない者に対しては、介護保険法施行令に定める保険料率の算定に関する特例措置の適用がないものとして、保険料率を算定することとします。

この条例は、令和8年4月1日から施行することとしました。

京都市介護保険条例の一部を改正する条例を公布する。

令和8年3月26日

京都市長 松井孝治

京都市条例第56号

京都市介護保険条例の一部を改正する条例

京都市介護保険条例の一部を次のように改正する。

附則に次の見出し及び2項を加える。

(令和8年度における保険料率の特例)

- 8 第1号被保険者（令和8年度分の保険料の賦課期日において本市の区域内に住所を有しない者を除き、同年度分の地方税法の規定による市町村民税の賦課期日において本市の区域内に住所を有する者（同法第294条第3項の規定により本市の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。）に限る。以下同じ。）のうち、令和7年の合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている者（次の表の左欄に掲げる者に限る。）の令和8年度における保険料率の算定に係る第4条第1項第6号アの規定の適用については、同号ア中「租税特別措置法」とあるのは、同表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる字句とする。

令和7年給与等収入金額（令和7年中の所得税法第28条第1項に規定する給与等の収入金額をいう。以下同じ。）が551,000円以上651,000円未満である者	当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定により計算した金額に令和7年中の同条第1項に規定する給与等の収入金額から550,000円を控除して得た額を加えた額によるものとし、租税特別措置法
令和7年給与等収入金額が651,000円以上1,619,000円未満である者	当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定により計算した金額に100,000円を加えた額によるものとし、租税特別措置法

<p>令和7年給与等収入金額が1,619,000円以上1,900,000円未満である者</p>	<p>当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定により計算した金額に650,000円から令和7年給与所得控除額（令和7年中の同条第1項に規定する給与等の収入金額から当該給与等の収入金額を所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）第1条の規定による改正前の所得税法別表第5の給与等の金額として、同表により当該金額に応じて求めた同表の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額をいう。）を控除して得た額を加えた額によるものとし、租税特別措置法</p>
---	---

9 第1号被保険者の令和8年度における保険料率の算定については、当該第1号被保険者の属する世帯の世帯主及び全ての世帯員のうちに令和7年度分の地方税法の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。）を課されていない者（以下「令和7年度分非課税者」という。）があるとき、又は当該第1号被保険者が令和7年度分非課税者であるときは、これらの令和7年度分非課税者に対しては令第39条第1項の規定に係る令附則第25条の規定の適用がないものとして、第4条の規定を適用するものとする。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室介護ケア推進課）